

# 東京における環境行政訴訟

日本の都市は、特に首都東京は、今日まで経済効率優先の考え方の下で環境や景観は片隅に押し込められて発展を続けてきた。その結果、東京では、緑地が次々と失われマンション群に変わり、超高層ビルが乱立し、住民に対して日照被害や圧迫感による不快感や健康被害、あるいは景観阻害をもたらしている。

大型開発は、行政庁の許可処分が必要である場合が多いので、行政庁に対して許可処分の取り消し、差し止め、若しくは義務づけを求めて争うのが、我々の環境行政訴訟である。その前提には、現場での強力な住民運動が不可欠であり、現場と司法との運動がうまく連動したときに勝利が見えてくるのである。

## 1. 広尾日赤環境行政訴訟

(イ) 東京都渋谷区広尾4-1-10他 約73000㎡ (第2種中高層住居専用地域)

### (ロ) 事件の概要

日本赤十字社が、広尾日赤医療センターの医療施設及び看護大学等の附帯施設を建替えるにあたり、建築資金が不足しているため、庭園部分に高層マンション群を建設して販売し、建築資金を捻出しようとする計画。デベロッパーは三井不動産。

### (ハ) 訴訟の内容及び原告側の主張

渋谷区を被告として開発許可処分の義務づけ、東京都を被告として建築確認の差し止めと取り消しを請求している。

今まで庭園と樹林であった土地に、8棟のマンションが建ち、そこには2000人の人口と600台の車が増えることになる。これは広尾に決定的な環境の変化をもたらし、それは破壊以外のなにものでもない。更に、本計画は都市計画法の開発許可の手続きを怠っており、きちんこの手続きを踏めば、本計画は縮小せざるを得ない。よって、開発許可の手続きからやり直し、計画を縮小しなければならない。

### (ニ) 現状

着工して、マンション群が立ち上がりつつある。

## 2. 羽沢ガーデン環境行政訴訟

(イ) 東京都渋谷区広尾3-77-1 約9000㎡ (第一種低層住居専用地域)

### (ロ) 事件の概要

羽沢ガーデンと呼ばれている結婚式場や囲碁将棋の名人戦等に使われてきた、庭園と樹林に囲まれた、文化的価値のある大正時代の建物を潰し、マンション群に置き換えようとする計画。現在、羽沢ガーデンは(株)日山という私企業の所有であり、本計画は三菱地所との等価交換計画である。

#### (ハ) 訴訟の内容及び原告側の主張

渋谷区を被告として開発許可処分の差し止め、東京都を被告として建築確認の差し止めを請求している。

庭園と樹林が、無機質の鉄とコンクリートの固まりに置き換えられるということは、二酸化炭素の吸収源を発生源に置き換えることに他ならない。地球温暖化やヒートアイランド化が人類にとって喫緊の課題である今日、私有財産と雖も、都市に残されたまとまった緑地をむやみに潰してはならない。

憲法29条2項には「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」とあり、民法は第1条で「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」「権利の濫用を、これを許さない」とあり、今日、緑や文化の保全は法の要請するところである。

#### (ニ) 現状

現在、開発許可は出されておらず、解体も伐採も半年以上止まっている。

### 3. クリオ富ヶ谷超高層マンション、開発許可差し止め行政訴訟

(イ) 東京都富ヶ谷1-1534-1他 約2600㎡ (近隣商業)

(ロ) 遅くとも11月には高度地区変更による40mの高さ制限がかかる地域に（渋谷区の都市計画審議会が素案決定されている）、明和地所（株）が駆け込みで95mの超高層分譲マンションを建設しようとしている。

#### (ハ) 訴訟の内容及び原告側の主張

渋谷区を被告として開発許可処分の差し止め、東京都を被告として総合設計制度許可と建築確認の差し止めを請求している。

富ヶ谷の地域には著しく突出した、全く異物の超高層建築物であり、環境破壊、景観破壊以外の何者でもない。しかも40mの高さ制限がかかる地域に、滑り込みで建築しようとする悪質な計画である。

高さ制限施行までに建築確認が出なければ、計画は白紙撤回となる。

#### (ニ) 現状

現在、開発許可は出していない。

### 4. その他、

① 杉並区浜田山の三井グランドでは、杉並区を被告に土地区画整理事業施行認可処分の取り消し、東京都を被告に建築確認の取り消しを請求している。

② 世田谷区下北沢では、東京都、国を被告に都市計画道路事業認可処分の差し止めを請求している。

③ 渋谷区鶯谷では、渋谷区を被告として開発許可処分の取り消し、東京都を被告として建築確認の差し止めを請求している。

